



丹篠長第22号
令和3年4月8日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



財政援助団体等監査報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
保健福祉部
- 2 監査の種別
財政援助団体等監査
(地方自治法第199条第7項及び丹波篠山市監査基準第4条第1項第6号による監査)
- 3 監査の期間
令和2年9月29日～令和3年2月25日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和3年2月25日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 財政援助団体等監査
対象部署等	保健福祉部
対象事項	①集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）補助金の不透明な支出について
指摘等内容	<p>集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）は、丹波篠山市地域福祉事業補助金交付要綱及びふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱に基づき事業が実施されており、実施主体は市社協及び指定を受けた自治会となっている。</p> <p>ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱第8条（運営委員会の設置）では、「この事業を適正に実施するために、運営委員会を設置する。」となっているが、平成28年度の補助事業実績報告書、事業報告書及び収支決算書を確認したところ、運営委員会が設置されているにも関わらず、昼食、茶菓子等の購入や講師の手配等の業務を法人に委託し、委託料として補助金を含め事業費の全てを支出している自治会があった。あくまでも、この事業は運営委員会が実施するもので委託するものではない。また、委託業務の請求内容にも疑問点が認められるので、精査をする必要がある。</p> <p>次に、平成27年度の補助事業実績報告書の収支決算書に、講師謝礼として3万円の支出が記載されているが、領収書の写しの添付がされていない。その理由として、報告書がいきいきサロン運営委員会より令和2年度に別途提出されているが、講師謝礼を取り消す修正がされている。また、提出されている報告書の氏名は運営委員会の委員ではない方となっている。</p> <p>以上のことから、補助金の請求及び交付にあたり、不適正な処理を行った自治会に対し、丹波篠山市地域福祉事業補助金交付要綱及びふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱に基づき適正な処理をされたい。</p>
改善措置 通知日	令和3年4月8日 改善措置通知
改善措置内容	<p>令和3年4月8日時点における改善措置の状況を通知する。</p> <p>1 令和3年4月7日、河南芳治氏から丹波篠山市社会福祉協議会に対し、補助金全額の20万4000円（内、社会福祉協議会補助金4万0200円）が入金される</p> <p>2 同年4月8日、丹波篠山市社会福祉協議会から丹波篠山市に上記補助金のうち同市の補助金負担分である16万3800円が入金される</p>
改善措置 公表日	- 3 4 1 2

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。